令和 2 年度 病院事業会計 収益的支出 第2款1項3目 経費 光熱水費 種目番号 受付 連絡先 単当 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 担当者名 番号 管理部総務課施設係 電 話 045-753-2607 設 計 書 1 件 名 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターで使用する電力約4,133,800キロワットアワーの供給 2 履 行 場 所 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 3 履行期間(期限) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで 4 か し 担 保 5 その他特約事項 6 現 場 説 明 不要 要

### 7 部 分 払

(する)

(12回以内)

しない

部分払の基準

	마 7	が仏のを			
業務内容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単位	単価	ī 金額 (概算金額)
電気の供給	4~3	12	□		( )

代 金 額 (概算金額)	(	)
内 訳 電 気 料 金 (概算金額)	(	)
消費税相当額 (概算金額)	(	)

内 訳 書

		רין בין		-	_	
名称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
主契約	1000kW	12	月		( )	
予備電源	1000kW	12	月			
自家発補給電力	300kW	12	月		( )	
ピーク		(135,900)	kWh		( )	
夏季昼間		(477,000)	kWh		( )	
その他季昼間		(1,452,000)	kWh		( )	
夜間		(2,068,900)	kWh		( )	
燃料費調整額					金額別途	
再エネ発電賦課金					金額別途	
計					( )	
消費税相当額					( )	
合計					( )	
					11111111111111111111111111111111111111	

内 訳 書

			:	基本料金(	税抜)	173	<u> </u>	=		電力量料金	金(税抜)		合計(税抜)
年月	契約電力区分	契約電力 (kW)	力率 (%)	単価 (円/kW)	力率割引 単価 (円/kW)	基本料金 (円)	計 A(円未満切 (円)	]捨)	電力量単価 区分	使用量 (kWh)	単価 (円/kWh)	計 B (円未満切捨) (円)	A+B (円未満切捨) (円)
	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )			その他季昼間	(130,700)			
令和2年 4月	予備電源	1,000			1		(	)	夜間	(157,000)		( )	( )
	自家発補給	300	(85)			( )			自家発補給 (その他季)	(0)	単価一覧のとおり		
	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )			その他季昼間	(128,900)			
令和2年 5月	予備電源	1,000			-		(	)	夜間	(185,800)		( )	( )
	自家発補給	300	(85)			( )			自家発補給 (その他季)	(0)	単価一覧のとおり		i
	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )			その他季昼間	(161,500)			
令和2年 6月	予備電源	1,000			-		(	)	夜間	(161,100)		( )	( )
	自家発補給	300	(85)			( )			自家発補給 (その他季)	(0)	単価一覧 のとおり		
	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )			ピーク	(52,800)			
令和2年	予備電源	1,000	$\setminus$		I		(	)	夏季昼間	(175,400)		( )	( )
7月	自家発補給	300	(85)			( )	(	,	夜間	(175,900)		,	
									自家発補給 (夏季)	(0)	単価一覧 のとおり		
	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )			ピーク	(48,900)			
令和2年	予備電源	1,000			_		(	)	夏季昼間 夜間	(172,700)		( )	( )
8月	自家発補給	300	(85)			( )	(	,		(198,000)		,	,
									自家発補給 (夏季)	(0)	単価一覧 のとおり		
	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )			ピーク	(34,200)			
令和2年	予備電源	1,000			_		(	)	夏季昼間	(128,900)		( )	( )
9月	自家発補給	300	(85)			( )		,	夜間	(198,100)			
									自家発補給 (夏季)	(0)	単価一覧 のとおり		
	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )			その他季昼間	(153,100)		( )	
令和2年 10月	予備電源	1,000			_		(	)	夜間	(164,200)			( )
	自家発補給	300	(85)			( )			自家発補給 (その他季)	(0)	単価一覧 のとおり		
	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )		( ) 夜間	その他季昼間	(138,100)			
令和2年 11月	予備電源	1,000			-		(			(165,600)		( )	( )
	自家発補給	300	(85)			( )			自家発補給 (その他季)	(0)	単価一覧 のとおり		
A 100 F	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )			その他季昼間	(175,200)			
令和2年 12月	予備電源	1,000			_		(	)	夜間	(173,800)		( )	( )
	自家発補給	300	(85)			( )			自家発補給 (その他季)	(0)	単価一覧 のとおり		
A 100 F	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )		その他季昼間	(181,000)				
令和3年 1月	予備電源	1,000			_		(	)	夜間	(179,100)		( )	( )
	自家発補給	300	(85)			( )			自家発補給 (その他季)	(0)	単価一覧 のとおり		
A 7	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )			その他季昼間	(187,500)			
令和3年 2月	予備電源	1,000			_		(	)	夜間	(147,200)	14 m ==-	( )	( )
	自家発補給	300	(85)			( )			自家発補給 (その他季)	(0)	単価一覧 のとおり		
A 15-5-	主契約(季時別)	1,000	(100)			( )	その他 <sup>3</sup> ( ) 夜間	その他季昼間	の他季昼間 (196,000)				
令和3年 3月	予備電源	1,000			_					(163,100)	11/ Im. ""	( )	( )
	自家発補給	300	(85)			( )			自家発補給 (その他季)	(0)	単価一覧のとおり		
合計(年)							(	)		(4,133,800)		( )	( )

注1:内訳書の電力量料金には、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含みません。

注2:受電月の主契約、使用月の自家発補給の基本料金単価は、受電月の力率による力率割引単価を適用します。力率割引単価=受電月基本料金単価×(185-力率)÷100 注3:自家発補給の基本料金単価は、不使用月単価を記載しています。

注4:概算金額の場合は、数量及び金額を()で囲む。

#### 単価一覧(税抜)

見(抗救)					
基本料金単価	主契約(常時分)	予備電源	自家発補給(使用月)	自家発補給(不使用月)	
本个行立中间	円/kW·月	円/kW·月	円/kW·月	円/kW・月	
	ピーク	夏季昼間	その他季昼間	夜間	
従量料金単価	円/kWh	円/kWh	円/kWh	円/kWh	
			夏季	その他季	
	自家発補給	定 期	円/kWh	円/kWh	
		不 定 期	円/kWh	円/kWh	

# 仕 様 書

件名

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターで使用する電力約4,133,800キロワットアワーの供給」

## 令和2年度

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

#### 1 概要

(1) 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターで使用する電力約4,133,800キロワットアワーの供給

(2) 需要場所

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

(3)業種及び用途

病院

#### 2 仕様

(1) 電力供給条件

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧(標準電圧) 6,000 ボルト

ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000 ボルト

エ 標準周波数 50 ヘルツ

オ 電気方式 2回線(常用・予備)

カ 受電設備総容量 5.800 キロボルトアンペア

キ コンデンサ取付容量 1,300 キロバール

ク 非常用発電設備 1,250 キロボルトアンペア

ケ 常用発電設備(コージェネレーション設備) 750 キロボルトアンペア

(2)契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 常用電力 1,000 キロワット

予備電源 1,000 キロワット

自家発補給電力 300 キロワット

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、

算定される値が原則としてこれを超えないものとする。

予備電源とは、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、<u>常時供給変電所以外の変電所から</u>予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。

自家発補給電力とは、発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給に あてるために電気の供給を受けるものとする。)

イ 予定使用電力量

4, 133, 800キロワットアワー

(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)

(3)契約期間

自 令和2年4月1日午前0時 至 令和3年3月31日午後12時 電力供給契約約款第1条第2項の規定にかかわらず、長期継続契約としない。

(4) 電力量等の検針

ア 自動検針装置 有 (東京電力株式会社の財産)

イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器 (通信機能付精密級)

#### (5) 需給地点

需要場所における東京電力株式会社の供給用配電箱における東京電力株式会社の母線と横浜市立脳卒中・神経脊椎センターの地絡しゃ断装置(UGS)の電源側接続点

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

#### 3 その他

- (1) 力率は、契約期間中100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用発電設備(1, 250キロボルトアンペア 1台)、常用発電設備(375キロボルトアンペア 2台)を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する「旧一般電気事業者」に相当するものが定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- カ 契約条件等により、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

契約電力

1, 000kW

#### 令和2年度

114112 413	計	その他季昼間	夏季昼間	ピーク	夜間	力率	契約電力
月						カ <del>ギ</del>	
	k Wh	k Wh	k Wh	k Wh	k Wh	%	k₩
4	287, 700	130, 700	0	0	157, 000	100	1, 000
5	314, 700	128, 900	0	0	185, 800	100	1, 000
6	322, 600	161, 500	0	0	161, 100	100	1, 000
7	404, 100	0	175, 400	52, 800	175, 900	100	1, 000
8	419, 600	0	172, 700	48, 900	198, 000	100	1, 000
9	361, 200	0	128, 900	34, 200	198, 100	100	1, 000
10	317, 300	153, 100	0	0	164, 200	100	1, 000
11	303, 700	138, 100	0	0	165, 600	100	1, 000
12	349, 000	175, 200	0	0	173, 800	100	1, 000
1	360, 100	181, 000	0	0	179, 100	100	1, 000
2	334, 700	187, 500	0	0	147, 200	100	1, 000
3	359, 100	196, 000	0	0	163, 100	100	1, 000
計	4, 133, 800	1, 452, 000	477, 000	135, 900	2, 068, 900	-	_

#### その他の季昼間 時間

4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間とする。

ただし、下記の休日等の定める日の該当する時間を除く。

#### 夏季昼間 時間

7月1日から9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間とする。 ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。

#### ピーク 時間

7月1日から9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間とする。 ただし、下記の休日等の定める日の該当する時間を除く。

#### 夜間 時間

ピーク時間、昼間時間以外の時間及び休日等の時間とする。

#### 休日等

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、 5月1日、5月2日、12月30日、12月31日とする。